

「千葉市青少年育成団体等選考委員会」設置運営要領

(設置)

第1条 青少年の健全育成を推進するため、市内の広範にわたり青少年の健全育成に関わるものが事業に要する経費のうち、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及び千葉市青少年健全育成事業補助金交付要綱第5条1項第5号に基づき、必要な事項を審査・決定するため、「千葉市青少年健全育成団体等選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(要領)

第2条 委員会の事務処理に関し必要な事項を定め、会議の円滑な推進と事務処理の適切な執行を行うため、本要領を定める。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、こども未来部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、健全育成課長の職にある者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、別表に掲げる職にある者以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、こども未来局こども未来部健全育成課に置く。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成24年7月1日から施行し、4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表

こども未来部長
健全育成課長
こども企画課長
青少年サポートセンター所長
教育委員会生涯学習部生涯学習振興課長